

## 一時保管工事の様子(農林業系副産物の例)



盛土により周辺より高し



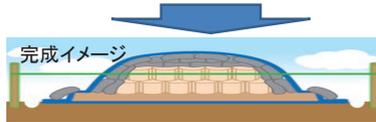
丈夫な袋に入れて  
土で囲み



土で覆い放射線を遮蔽



遮水シートで覆います



完成イメージ

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策(隔離・土壌等による遮へい等)を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置

### ●保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。



【地方環境事務所による保管状況の確認の様子】



### ●保管が長期化する中での課題

保管が長期化する中で、自然災害により、保管箇所が被害を受ける等、新たな課題が発生。



【強風により遮水シートが  
まくれ上がった様子】



【大雪によりレントの  
屋根が破損した様子】

放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ  
環境省 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会(平成27年9月)

指定廃棄物の種類としては、放射性物質が付着したごみの焼却処理後に発生する焼却灰、下水の処理に伴って発生する汚泥、水道水を供給する浄水場で発生する浄水発生土(下巻P49、「上水道の仕組み」)、稲わらや牧草等の農林業系副産物等があります。

平成27年9月30日時点において、12都県で16万トンを超える量の指定廃棄物が発生しており、国の処理体制が整うまでの間、ごみ焼却施設、浄水施設、下水処理施設、農地等、指定廃棄物が発生した場所等で一時保管されています。

これらは、国が定めたガイドラインに従って、雨水等が入らないように遮水シート等で覆い、飛散・流出しないように安全に保管していただくと共に、定期的に環境省職員が保管状況の確認を行っています。

しかしながら、長期的には、台風や竜巻、大雪等自然災害による被害の心配もあり、できるだけ早期に安全な方法で処理を行う必要があります。

本資料への収録日：平成28年1月18日